

大津町立地適正化計画に係る届出制度の手引き

大津町

大津町立地適正化計画に係る届出制度の手引き

目次

1 立地適正化計画に基づく届出について	
1-1 立地適正化計画の制度化の背景と届出制度の概要	1
1-2 届出制度の目的	1
1-3 誘導区域図	1
1-4 届出の流れ	4
1-5 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明について	7
1-6 留意事項	7
2 住宅の開発・建築等行為における届出	
2-1 届出の対象となる行為	8
2-2 届出不要となる行為	9
2-3 届出の留意点	10
2-4 届出に必要な書類	11
3 誘導施設の開発・建築等行為における届出及び休止・廃止届	
3-1 届出の対象となる行為	12
3-2 届出不要となる行為	12
3-3 誘導施設一覧	13
3-4 届出の留意点	14
3-5 届出に必要な書類	15
4 様式記入例	
居住誘導区域外での住宅等の開発・建築等行為	
様式10(開発行為)	16
様式11(建築等行為)	17
様式12(変更)	18
都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等行為	
様式18(開発行為)	19
様式19(建築等行為)	20
様式20(変更)	21
都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出	
様式21(休廃止)	22

1 立地適正化計画に基づく届出について

1-1 立地適正化計画の制度化の背景と届出制度の概要

大津町では令和8年3月に立地適正化計画を公表したことから、都市再生特別措置法第88条、第108条の規定により、以下の行為を行おうとする者は、行為に着手する日の30日前までに町長への届出が必要となります。

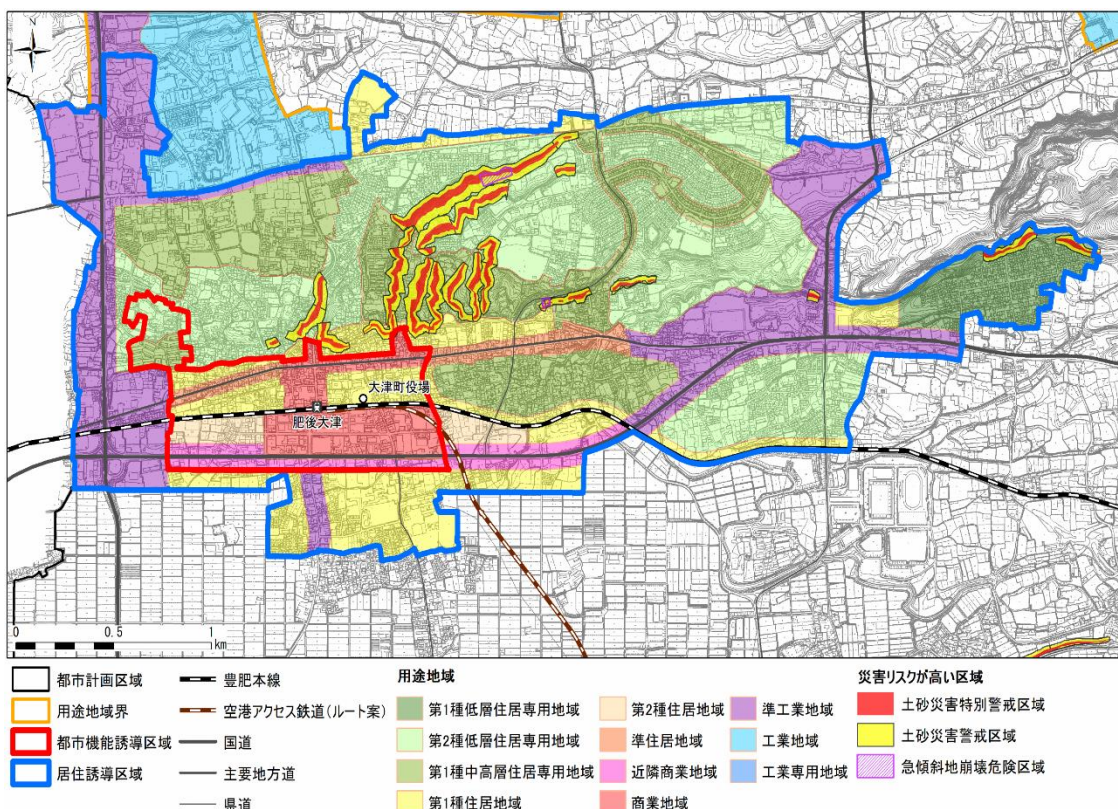
- 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を整備する場合
- 都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合
- 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止または廃止する場合

1-2 届出制度の目的

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向や居住誘導区域外における開発行為等の動きを把握し、持続可能なまちづくりを目指すため、今後の誘導施策の検討に役立てるものです。

1-3 誘導区域図

大津町立地適正化計画における居住誘導・都市機能誘導区域は以下のとおりです。

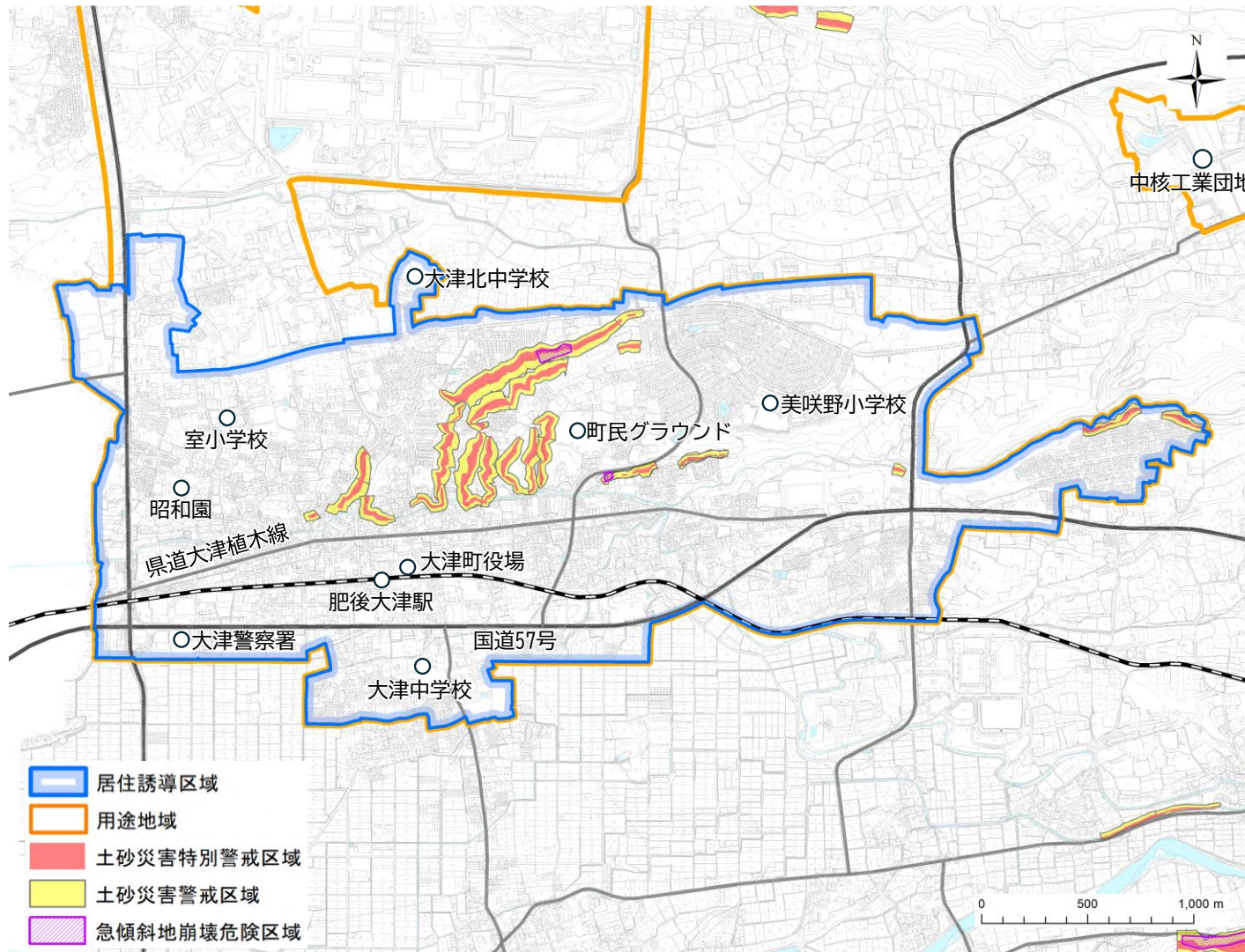


※空港アクセス鉄道は、都市計画素案によるルートを示しています。

注：災害リスクが高い区域(土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊危険区域)は居住誘導区域・都市機能誘導区域から除外します。

(1) 居住誘導区域

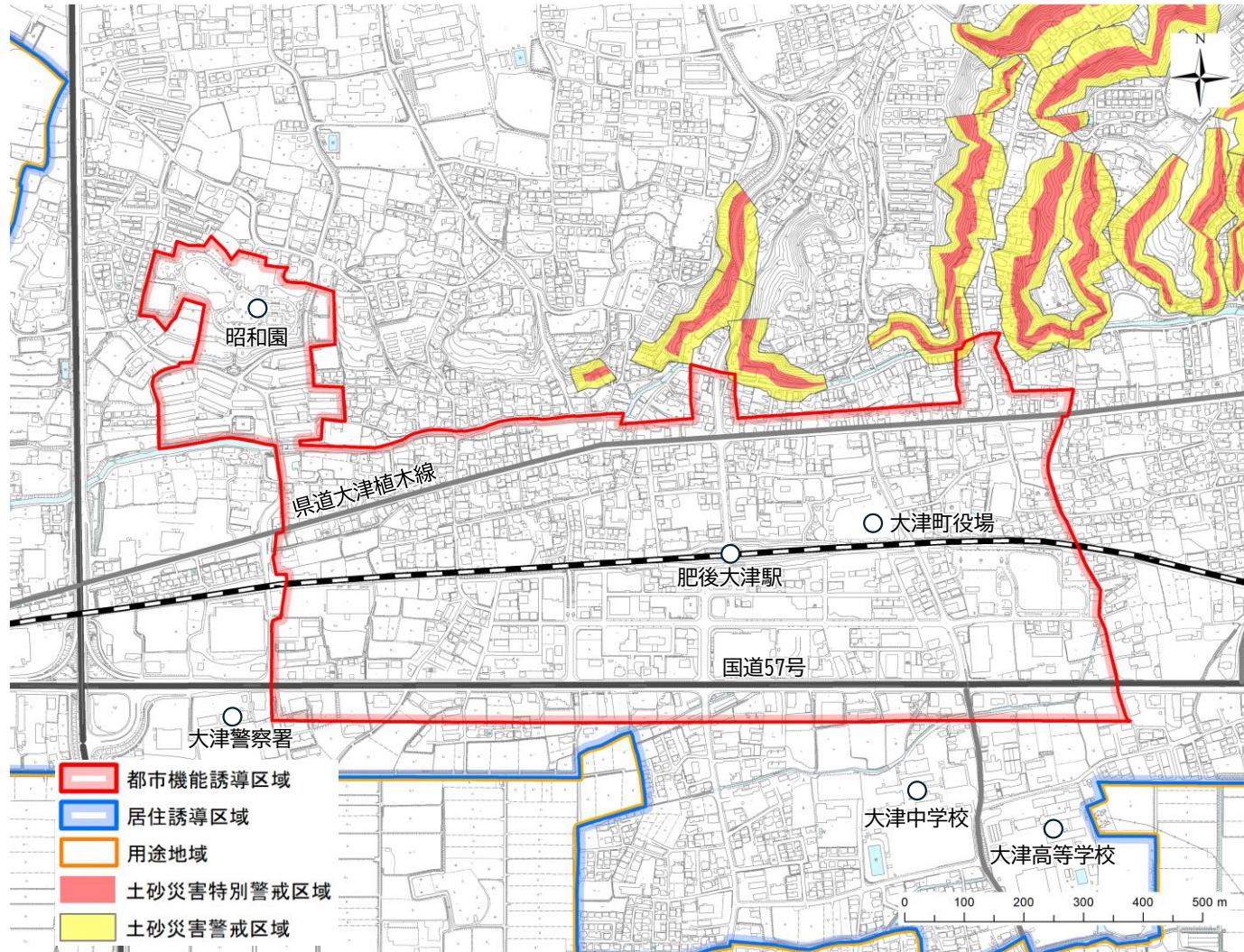
居住誘導区域とは、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域のことです。



※ 詳細な区域は都市計画課でご確認ください。

(2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・行政等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

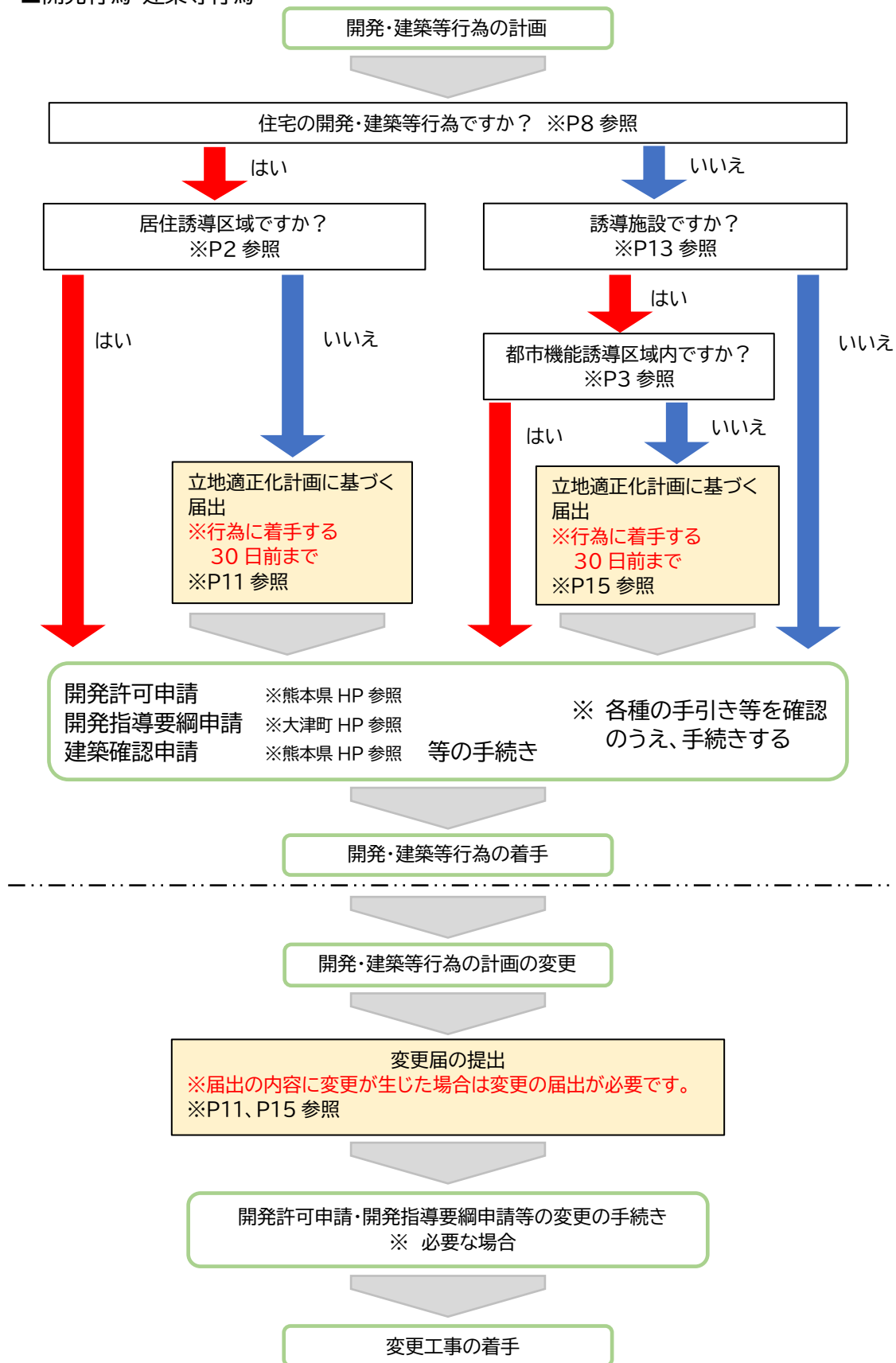


※ 詳細な区域は都市計画課でご確認ください。

1-4 届出の流れ

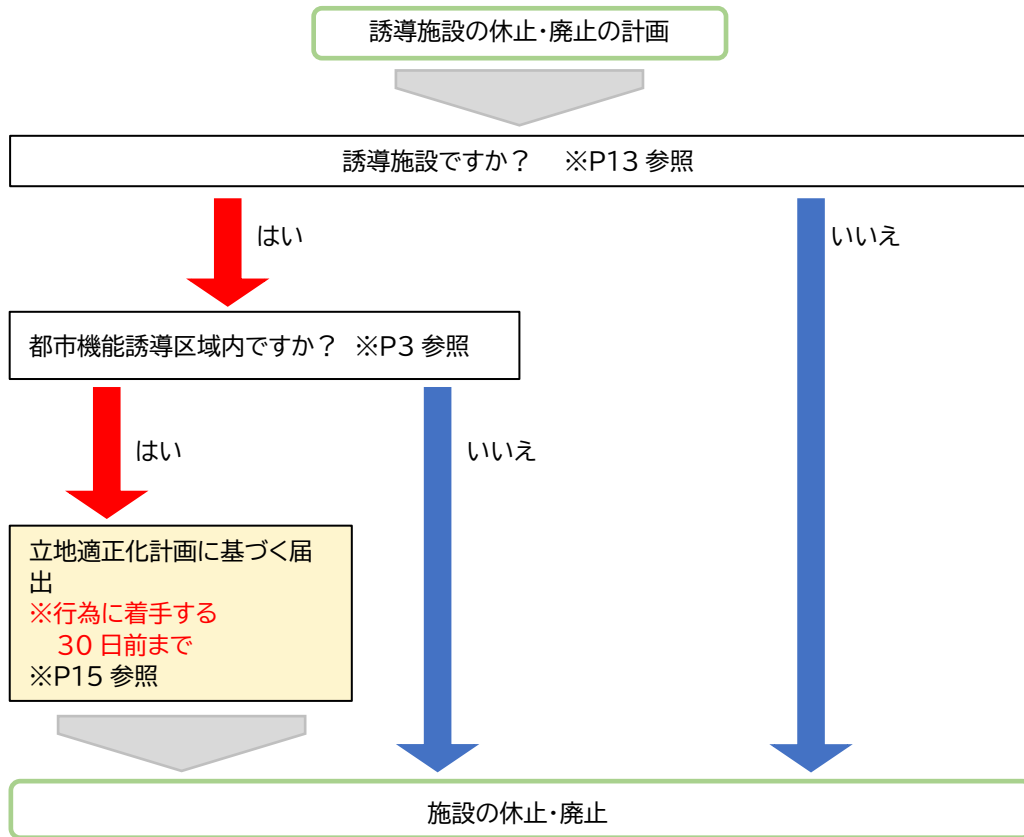
【届出申請の流れ】

■開発行為・建築等行為



【届出申請の流れ】

■休止・廃止届



■届出の要否の確認

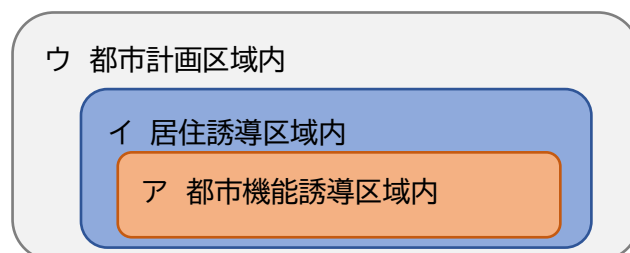
立地適正化計画に基づく届出の要否については、以下のとおりです。

行為の内容		行為の場所	ア	イ	ウ
			都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外 (居住誘導区域内)	居住誘導区域外
住宅 ※1	開発行為	3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	不要	不要	必要
		1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で規模が1,000㎡以上のもの			
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合			
		建築物を改築し、または建設物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合			
誘導施設 ※2	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	不要	必要	必要
		建築等行為			
	建築物を改築し、または建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合				
	休廃止	誘導施設を休止または廃止する場合			

※1 「住宅」とは戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物をいいます。

※2 「誘導施設」とはまちなかである大津駅周辺の魅力向上を図るために、都市機能誘導区域への機能集積を図る施設をいいます。P13 参照

※3 立地適正化計画に基づく届出が不要な場合でも、開発許可申請等が必要な場合があります。P4 参照



1-5 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明について

届出義務に関する規定は「宅地建物取引業法第35条重要事項の説明等」の対象となります。

1-6 留意事項

- ① 届出を怠った場合の措置
必要な届出をしていない場合は、大津町が届出を求めることがあります。
- ② 届出に対する法的措置(罰則)
届出をしないで、または虚偽の届出をして開発・建築等行為を行った場合は、30万円以下の罰金に処されることがあります(都市再生特別措置法第130条)。

2 住宅の開発・建築等行為における届出

2-1 届出の対象となる行為

居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は届出が必要です。

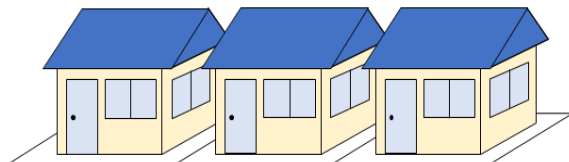
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ② 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

開発行為

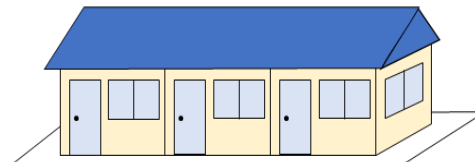
① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為

例) 3戸の開発行為

届出必要



届出必要

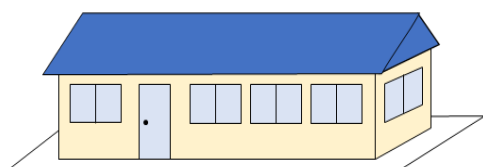


② 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

例1) 1,300㎡ 1戸の開発行為

例2) 800㎡ 2戸の開発行為

届出必要



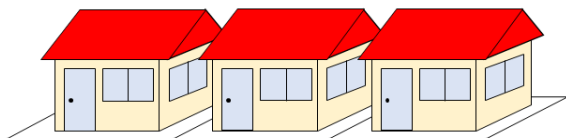
届出不要



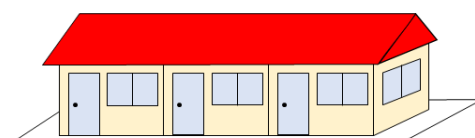
建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
例) 3戸の建築等行為

届出必要

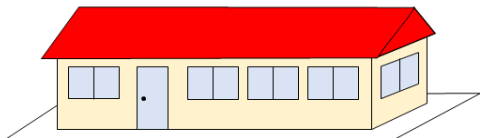


届出必要

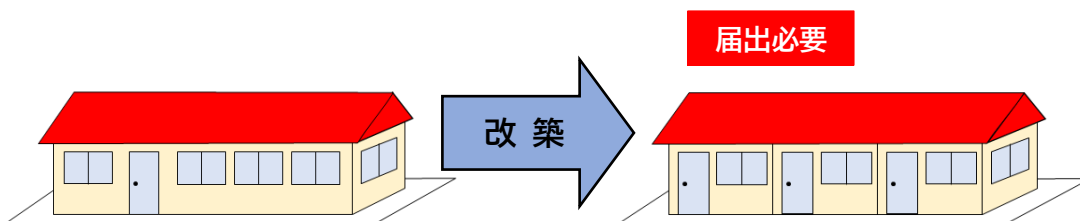


- 例) 1戸の建築等行為

届出不要



- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更し3戸以上の住宅とする場合



2-2 届出不要となる行為

以下の①～⑤の行為については、都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第34条及び第35条の規定により届出を行う必要はありません。

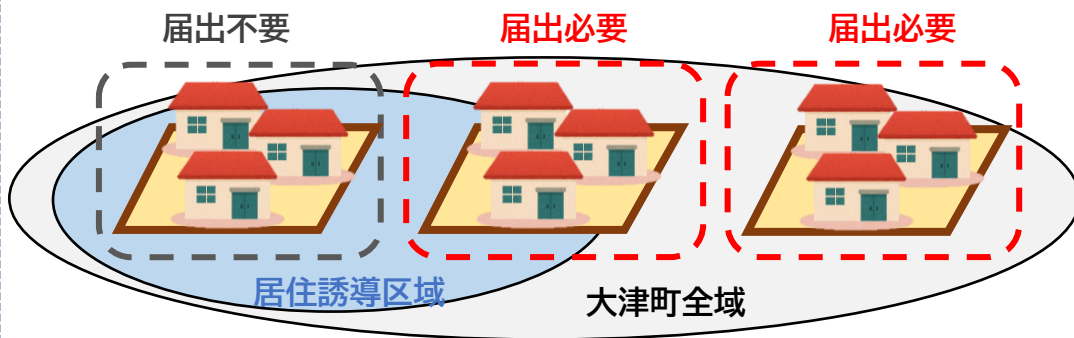
- ① 居住等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、またはその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為またはこれに準ずる行為

2-3 届出の留意点

開発行為や建築等行為が居住誘導区域内外にまたがる際には、区域外の部分において届出の要件を満たす場合は、届出が必要となります。

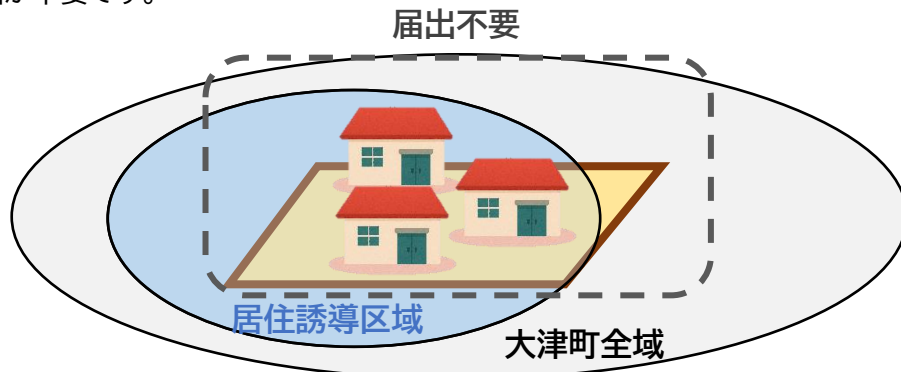
開発行為

例) 開発区域全体が、居住誘導区域内となる場合のみ届出が不要です。

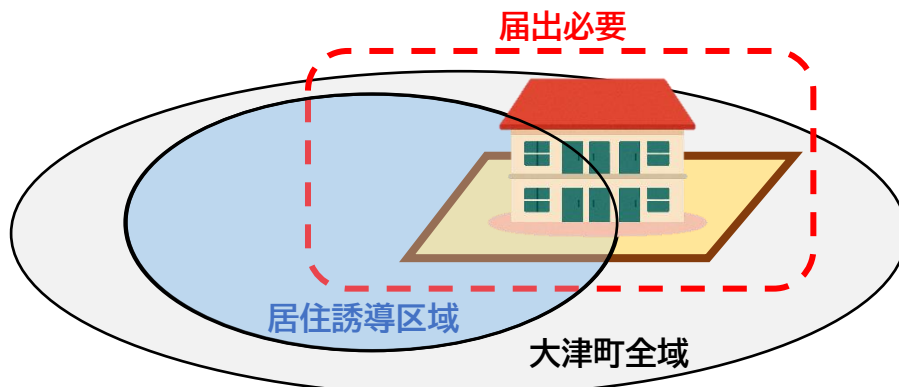


建築等行為

例1) 敷地は居住誘導区域の境界にまたがっているが、建物は居住誘導区域内に建てる場合は、届出が不要です。



例2) 建築等する建物が居住誘導区域の境界にまたがっている場合は、届出の必要があります。



2-4 届出に必要な書類

届出は以下の区分により所定の届出様式に添付書類を添えて提出してください。

区分	提出書類
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第10) ・当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺 1/1,000 以上 ・設計図(土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺 1/100 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面(求積図または丈量図)
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第11) ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺 1/100 以上 ・2面以上の立面図 ※縮尺 1/50 以上 ・各階平面図 ※縮尺 1/50 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面(付近見取り図、求積図または丈量図、土地建物登記簿謄本、地籍図(不動産登記法14条地図))
届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第12) ・変更となる図面等

※各様式は大津町ホームページからダウンロードできます。

※届出書の内容に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手にする30日前までに所定の様式により届出をお願いします。

※建築等行為の届出には、地目を確認する添付書類の提出が必要です。なお、地籍図(不動産登記法14条地図)の無い申請地については、法務局の発行する不動産登記法14条地図に準ずる図面でも構いません。

3 誘導施設の開発・建築等行為における届出及び休止・廃止届

3-1 届出の対象となる行為

- 施設の新設・改築・用途変更に対して届出対象となるもの
都市機能誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は届出が必要です。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

- 施設の休廃止に対して届出対象となるもの
都市機能誘導区域内において、以下の行為を行おうとする場合は届出が必要です。

誘導施設の 休廃止	誘導施設を休止、または廃止しようとする場合
--------------	-----------------------

3-2 届出不要となる行為

以下の①～⑤の行為については、都市再生特別措置法第108条第1項、同法施行令第44条及び第45条の規定により、届出を行う必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、またはその用途を変更して①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為またはこれに準ずる行為

3-3 誘導施設一覧

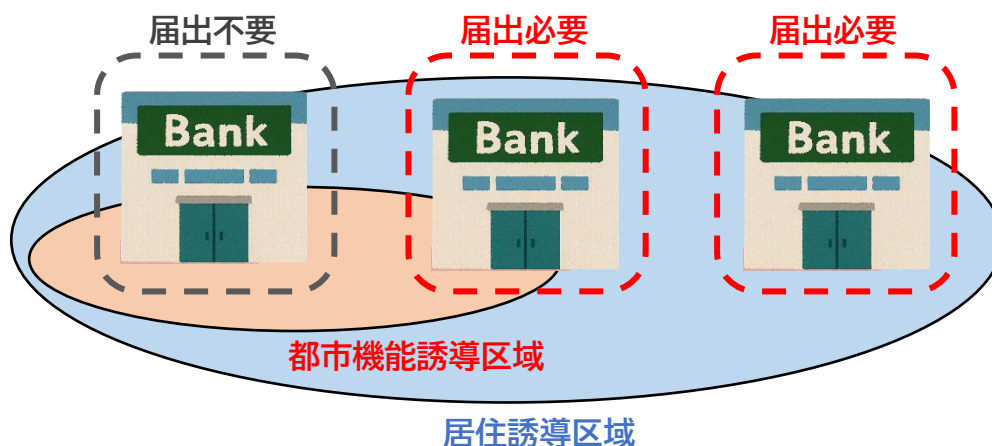
機能分類	誘導施設	定義	都市機能誘導区域内における立地状況
医療	病院	◆医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する施設	阿梨花病院大津
社会福祉	地域包括支援センター	◆介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項及び第2項に規定する施設	大津町地域包括支援センター
	老人に対し各種の相談に応じる施設	◆老人に対し各種の相談に応じる施設 ・大津町老人福祉センター条例(平成18年条例第7号)に規定する施設	大津町老人福祉センター
	障がい者に関する各種の相談に応じる施設	◆障がい者に関する各種の相談に応じる施設 ・障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づいて設置する相談窓口	大津町障がい者基幹相談支援センター
	地域子育て支援拠点事業を行う施設	◆地域子育て支援拠点事業を行う施設 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する事業を行う施設	子育て支援センター (大津町子育て・健診センター内)
	病児・病後児保育事業を行う施設	◆病児・病後児保育事業を行う施設 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する事業を行う施設	ひだまり (大津町子育て・健診センター内)
	母子の健診や相談を行う施設	◆子育て世帯に対し各種の相談に応じる施設 ◆母子の健診や相談を行う施設 ・母子保健法(昭和48年法律第141号)に規定する事業を行う施設	大津町子育て・健診センター
教育文化	公立認定こども園	◆認定こども園法(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号))第2条第6項に規定する施設のうち町が設置するもの	-
	図書館	◆図書館法(昭和25年法律第108号)第2条に規定する施設	大津町立おおづ図書館
行政	役場	◆地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条で規定する施設	大津町役場
交流	交流施設	◆町民及び各種団体等の活動を支援するため設置する施設で、以下のいずれかに規定する施設 ・大津町津町町民交流施設条例(平成5年条例第1号) ・大津町まちづくり交流センター条例(平成24年条例第1号) ・大津町歴史文化伝承館条例(平成24年条例第2号)	大津町町民交流施設 (オークスプラザ) 大津町まちづくり交流センター 大津町歴史文化伝承館
金融	銀行・信用金庫	◆銀行法(昭和56年法律第59号)第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む施設 ◆信用金庫法(昭和26年法律第238号)第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う施設	肥後銀行大津支店 熊本銀行大津支店 熊本第一信用金庫大津支店

3-4 届出の留意点

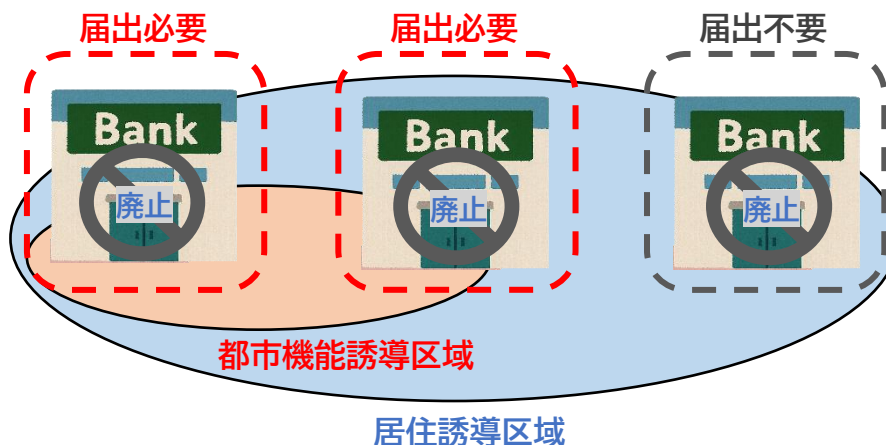
開発行為や建築等行為が都市機能誘導区域内外にまたがる際には、区域外の部分において届出の要件を満たす場合は、届出が必要となります。

開発行為の場合：開発区域の全体が都市機能誘導区域内となる場合のみ届出の必要はありません。

建築等行為の場合：誘導施設の全体が都市機能誘導区域内に立地となる場合のみ届出の必要はありません。



休止・廃止の場合：誘導施設の全体が都市機能誘導区域外に立地している場合のみ届出の必要はありません。



3-5 届出に必要な書類

届出は、以下の区分により届出様式に添付書類を添えて提出してください。

区分	提出書類
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第 18) ・当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺 1/1,000 以上 ・設計図(土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺 1/100 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面(求積図または丈量図)
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第 19) ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺 1/100 以上 ・2 面以上の立面図 ※縮尺 1/50 以上 ・各階平面図 ※縮尺 1/50 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面(付近見取り図、求積図または丈量図、土地建物登記簿謄本、地籍図(不動産登記法 14 条地図))
届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第 20) ・変更となる図面等
休止・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書(別記様式第 21)

※各様式は町ホームページからダウンロードできます。

※届出書の内容に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。

※誘導施設の休止・廃止制度についても、誘導施設を休止・廃止しようとする 30 日前までに届出が必要となります。

※建築等行為の届出には、地目を確認する添付書類が必要です。なお、地籍図(不動産登記法第 14 条地図)のない申請地については、法務局の発行する不動産登記法第 14 条地図に準ずる図面でも構いません。

4 様式記入例

様式第10(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 8 年 4 月 1 日

大津町長 宛

届出者

住 所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地

氏 名 株式会社 〇〇

代表取締役 大津 太郎

連絡先 電話番号: □□□-□□□□-□□□□

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称(住所)	菊池郡大津町大字〇〇字〇〇△△番地
	2 開発区域の面積	1,200 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅 (12戸)
	4 工事の着手予定年月日	令和 8 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 9 年 4 月 1 日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数: 1 区画 地 目: 田 届 出 代 理 人: 株式会社〇〇 担当: 〇〇 菊池郡大津町〇〇 △△番地 電話番号: □□□-□□□□-□□□□

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 1/1,000 程度)
- ・設計図(土地利用計画図、計画平面図 縮尺 1/100~1/500 A3程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p>住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日 大津町長 宛</p> <p>届出者 住 所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地 氏 名 株式会社 〇〇 代表取締役 大津 太郎 連絡先 電話番号:□□□-□□□-□□□□</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在:菊池郡大津町大字〇〇字〇〇△△番地 地目:宅地 面積:1,200㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更しようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日: 令和 8 年 5 月 1 日 完了予定年月日: 令和 9 年 4 月 1 日 戸 数: 12 戸 届 出 代 理 人: 株式会社〇〇 担当:〇〇 菊池郡大津町〇〇 △△番地 電話番号: □□□-□□□□-□□□□

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 程度)
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面 [位置図等(縮尺 1/1,000 程度)、求積図(上記図面で面積が確認できない場合)]

行為の変更届出書

令和 8 年 6 月 1 日

大津町長 宛

届出者
住 所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地
氏 名 株式会社 〇〇
代表取締役 大津 太郎
連絡先 電話番号:□□□-□□□-□□□□

都市再生特別措置法第 88 条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容 住宅用区画数の変更(12 区画⇒ 10 区画)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 8 年 6 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 9 年 4 月 1 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(開発行為の場合の添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 1/1,000 程度)
- ・設計図(土地利用計画図、計画平面図 縮尺 1/100~1/500 A3程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面(添付書類)

(建築行為の場合の添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 程度)
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面 [位置図等(縮尺 1/1,000 程度)、求積図(上記図面で面積が確認できない場合)]

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 8 年 4 月 1 日
 大津町長 宛

届出者
 住 所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地
 氏 名 株式会社 〇〇
 代表取締役 大津 太郎
 連絡先 電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称(住所)	菊池郡大津町大字〇〇字〇〇 △△△番地
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 建築物の用途	〇〇
	4 工事の着手予定年月日	令和 8 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 9 年 8 月 1 日
	6 その他必要な事項	用 途: 住宅 面 積: 1,000 m ² ※誘導施設外の用途がある場合は、その用途と面積を記載すること。 届出代理人: 株式会社〇〇 担当:〇〇 菊池郡大津町〇〇 △△番地 電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 1/1,000 程度)
- ・設計図(土地利用計画図、計画平面図 縮尺 1/100~1/500 A3程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;"> <p style="margin: 0;">誘導施設を有する建築物の新築</p> </div> <div style="margin-left: 10px;">}</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p style="margin-left: 40px;">建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="margin-top: 20px;">令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>大津町長 宛</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>届出者</p> <p>住所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地</p> <p>氏名 株式会社 〇〇</p> <p style="margin-left: 20px;">代表取締役 大津 太郎</p> <p>連絡先 電話番号:□□□-□□□-□□□□</p> </div>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在: 菊池郡大津町大字〇〇字〇〇△△番地</p> <p>地目: 宅地</p> <p>面積: 5,000 m²</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	<p>〇〇〇〇</p> <p>床面積: 4,000 m²</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>着手予定年月日: 令和 8 年 5 月 1 日</p> <p>完了予定年月日: 令和 9 年 4 月 1 日</p> <p>用 途: 住宅</p> <p>面 積: 1,000m²</p> <p>※誘導施設外の用途がある場合は、その用途と面積を記載すること。</p> <p>届 出 代 理 人: 株式会社〇〇 担当: 〇〇</p> <p style="margin-left: 20px;">菊池郡大津町〇〇 △△番地</p> <p>電話番号: □□□-□□□□-□□□□</p>

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 程度)
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面
〔位置図等(縮尺 1/1,000 程度)、求積図(上記図面で面積が確認できない場合)〕

行為の変更届出書

令和 8 年 6 月 1 日

大津町長 宛

届出者
住 所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地
氏 名 株式会社 〇〇
代表取締役 大津 太郎
連絡先 電話番号:□□□-□□□-□□□□

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容 建築面積の変更($m^2 \Rightarrow m^2$)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 8 年 6 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 9 年 4 月 1 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(開発行為の場合の添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(位置図等 縮尺 1/1,000 程度)
- ・設計図(土地利用計画図、計画平面図 縮尺 1/100~1/500 A3程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面(添付書類)

(建築行為の場合の添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 程度)
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面
〔位置図等(縮尺 1/1,000 程度)、求積図(上記図面で面積が確認できない場合)〕

誘導施設の休廃止届出書

令和 8 年 6 月 1 日

大津町長 宛

届出者
住所 菊池郡大津町〇〇 △△△番地
氏名 株式会社 〇〇
代表取締役 大津 太郎
連絡先 電話番号:□□□-□□□-□□□□

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	〇〇保育園
用途	保育園
所在地	菊池郡大津町大字〇〇字〇〇 △△△番地

2 休止(廃止)しようとする年月日

令和 7 年 7 月 1 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和 7 年 9 月 1 日に除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。